

[別 紙]

樣式 1

147

事 業 報 告 書
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 香流会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 名古屋市守山区四軒家一丁目710番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和49年 8月13日

(4) 設立登記年月日 昭和49年 8月14日

(5) 役員及び評議員

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくとも差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	紳仁病院	名古屋市守山区四軒家一丁目 710番地	一般病床 68床 療養病床 93床 [医療保険 93床] [介護保険 床] 精神病床 779床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所			一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人 保健施設			入所定員 名 通所定員 名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年 5月27日	令和3年度（第48期）事業報告承認
"	令和3年度（第48期）決算承認
"	社員退社承認
"	紳仁病院管理者交代
"	理事追加選任
令和4年 11月25日	持分なし医療法人への移行計画の認定申請
令和5年 3月24日	令和5年度（第50期）事業計画承認
"	令和5年度（第50期）収支予算承認
"	社員退社承認
"	持分なし医療法人への移行
"	移行計画の認定（認定医療法人の認定）
"	定款一部変更（申請は移行計画認定後）

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし

147

(9) その他

様式3-1

法人名 医療法人 香流会

所在地 名古屋市守山区四軒家一丁目710番地

※医療法人整理番号

147

貸 借 対 照 表
(令和5年 3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	/ 2,306,063	I 流動負債	611,071
現金及び預金	822,972	支払手形	
事業未収金	1,208,344	買掛金	113,222
有価証券	38,852	短期借入金	114,300
たな卸資産	27,985	未払金	159,123
前渡金		未払費用	
前払費用	12,221	未払法人税等	121,752
その他の流動資産	195,689	未払消費税等	3,383
II 固定資産	/ 3,013,103	II 固定負債	1,746,808
1 有形固定資産	2,839,809	医療機関債	
建物	1,978,552	長期借入金	1,746,808
構築物	19,602	繰延税金負債	
医療用器械備品	56,869	引当金	
その他の器械備品	6,592	その他の固定負債	
車両及び船舶	12,796	負債合計	2,357,879
土地	479,074	純資産の部	
建設仮勘定		科目	金額
その他の有形固定資産	286,324	I 出資金	100,000
2 無形固定資産	2,263	II 積立金	2,861,287
借地権		別途積立金	520,000
ソフトウェア	1,540	繰越利益積立金	2,341,287
その他の無形固定資産	723	III 評価・換算差額等	
3 その他の資産	171,031	その他有価証券評価差額金	
有価証券		繰延ヘッジ損益	
長期貸付金		純資産合計	2,961,287
保有医療機関債		負債・純資産合計	5,319,166
その他長期貸付金			
役職員等長期貸付金			
長期前払費用			
繰延税金資産	2,495		
その他の固定資産	168,536		
資産合計	/ 5,319,166		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-1

法人名 医療法人 香流会
 所在地 名古屋市守山区四軒家一丁目710番地

※医療法人整理番号 149

損 益 計 算 書
 (自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		5,016,242
2 事業費用	4,790,399	
(1)事業費		
(2)本部費		4,790,399
本来業務事業利益		225,843
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
II 事業外収益	事 業 利 益	225,843
受取利息		16
その他の事業外収益		298,835
III 事業外費用		298,851
支払利息		43,381
その他の事業外費用		19,680
IV 特別利益	經 常 利 益	63,061
固定資産売却益		
その他の特別利益		
V 特別損失		461,633
固定資産売却損		
その他の特別損失		3,293
税引前当期純利益		3,293
法人税・住民税及び事業税		458,340
法人税等調整額		130,709
当期純利益		130,709
		327,631

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式2

法人名 医療法人 香流会
 所在地 名古屋市守山区四軒家一丁目 710 番地

※医療法人整理番号 147

財産目録
 (令和5年 3月31日現在)

1. 資産額	5,319,166 千円
2. 負債額	2,357,879 千円
3. 純資産額	2,961,287 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	2,306,063
B 固定資産	3,013,103
C 資産合計 (A+B)	5,319,166
D 負債合計	2,357,879
E 純資産 (C-D)	2,961,287

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

医療法人 香流会

理事長 重富 亮 殿

私は、医療法人香流会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 5月 26 日

医療法人 香流会

監事 豊田 徹也